

帰還困難区域等巡回パトロール事業仕様書

令和8年度

葛 尾 村

帰還困難区域等巡回パトロール事業仕様書

1 事業概要

(1) 委託事業名称

帰還困難区域等巡回パトロール事業

(2) 事業目的

村では、平成28年6月に一部を除いて避難指示が解除され、徐々に住民が帰村している。一方で、令和4年6月には特定復興再生拠点の解除に伴い、住民の一時帰宅する回数や復興関係車両の通行量の増加が見込まれる。また、未だ解除されていない帰還困難区域（小出谷地区）もあるため本事業では、地区内の防犯・防災の確保を目的とする。

(3) 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 場所

野行行政区内の県道、村道、林道及び複数民家門口を対象とする（別添参照）。

2 業務委託内容

(1) 村内帰還困難区域等のパトロールによる不審者等の発見及び関係機関への通報（帰還困難区域の防犯バリケードの確認及び異常箇所確認等も含む。）

(2) パトロール実施後の記録及び報告

(3) 随時、発注者から指示のあった現場状況の確認

(4) パトロール中に発注者から指示のあった防犯バリケードの鍵の開け閉め

(5) その他必要と認める業務

3 資格要件

次に掲げる要件をいずれも満たす事業者であること

(1) 警備業法第2条第1項第1号及び第2号の業務を行っている者。

(2) 警備業法第4条の規定による県公安委員会の認定を受けていること。

4 パトロールの実施

(1) パトロール（以下、「当該業務」という。）は、別紙1「業務細目」（以下、「細目」という。）により行うこと。

(2) 実施計画書を作成し、これを事前に提出し、発注者の承諾を受けること。

(3) 当該業務中、異常を発見した場合は、直ちに事前に取り決めていた方法により適切に処理し、また、状況に応じ処理前、処理途中あるいは処理後に発注者にその状況を報告すること。

(4) 当該業務に必要な申請及び許可については、あらかじめ発注者と協議の上、責任を持って受注者が行うものとする。

(5) 当該業務に要する費用は、受託した受注者負担とする。

5 業務状況の報告及び記録

(1) 報告及び記録の内容は、次のとおりとする。

- ① 業務報告書
- ② 異常が生じた場合の記録（現況写真等も添付すること。）や処理結果
- ③ その他必要と認められる内容

(2) 毎日の状況を記録し、必要な期間保存すること。

(3) 受注者は、業務報告書を日ごとに作成し、月ごとに取りまとめ、翌月10日までに発注者に報告すること。ただし、3月分については3月31日に報告すること。

(4) 業務対象において、異常事態が発生した際の状況や処理の経過及び結果については、その都度速やかに電話若しくは口頭で発注者に報告するとともに、後日書面でも報告すること。

6 業務従事者

(1) 受注者は、本契約上の業務を遂行するため、業務従事者を雇用するに当たっては、その全員につき身上調査を行い、当該仕様書を熟知させること。

(2) 上記4の業務を実施するに当たり、業務従事者の中から管理責任者を1名選出し、発注者の承諾を得ること。

(3) 業務従事者は、上記4の業務において、必要な教育訓練を修了した者とする。
なお、パトロール事業を青色防犯パトロールとして実施する場合は、受注者は、業務従事者が青色防犯パトロール講習を受講していることを、業務委託開始前に確認すること。

(4) 発注者は、業務従事者として不適当と認めた者については、受注者と協議の上、交代させることができる。

(5) 発注者が必要であると認めた場合は、受注者は、次回の受託業者への業務引継を行うこと。これらの業務に要する費用はすべて受注者の負担とする。また、これらの引継業務を実施する時期は、発注者の判断による。

7 勤務時間及び体制

業務従事者の勤務時間は、原則として細目に定めるものとする。

8 受注者の義務

(1) 受注者は、業務従事者が病気その他の事由で勤務を継続することが困難となるなど、緊急の事態に備え、速やかに対応できる体制を確保し、また、必要に応じて迅速に代替え要員を配置しなければならない。

(2) 受注者は、上記1の(3)の委託期間中、当該業務の他に、受託事業者にとって過重な委託業務を受注することに伴い、発注者が必要とする業務従事者が確保できな

い状況を招いてはならない。

- (3) 受注者は、帰還困難区域内で適用される関係法令等を遵守するものとする。特に、受注者は有資格者等により、特定線量下業務ガイドラインにもとづいた管理を行うこと。
- (4) 受注者及び業務従事者は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- (5) 受注者は、本事業を青色防犯パトロールとして実施する場合は、関係通達に則り必要な手続きを行うこと。

9 再委託の禁止

受注者は、業務の全部又は一部を発注者の書面による承諾を得ることなく第三者に委託してはならない。

10 権利義務の譲渡禁止

受注者は、本契約から生ずる権利及び義務を発注者の書面による承諾を得ることなく第三者に譲渡してはならない。

11 相互協力

発注者及び受注者は、当該業務に必要なものについて、相互に協力し適切に行うものとする。その他、業務内容の変更が生じる場合についても相互に協議を行い実施するものとする。

12 特記事項

- (1) 業務内容については、本仕様書に基づく内容とするとともに、その内容で業務を行うこと。
- (2) 運用状況を確認するために、査察を実施する場合がある。これに対して受注者は必ず査察を受け入れること。また、発注者が必要と判断した書類等については、全て開示すること。
- (3) 受注者は、業務上知り得た事項については守秘義務を負うこと。
- (4) 本事業は、村民等の理解と協力を前提とするものであり、受注者に特別な権限が付与されるものではない。よって、事業実施の際は、村民等の権利及び自由を不当に侵害してはならない。
- (5) 仕様書に定めていない事項については、必要に応じて発注者と協議すること。

帰還困難区域等巡回パトロール 業務細目

1 業務内容

(1) 巡回パトロールに係る遵守事項

- ア 受注者は、業務を行うに当たり、必要な車両、設備を準備し、交通状況に留意しつつ外部異常等を十分に視認できる速度で実施すること。また、発注者と事前に調整した上で発注者の監督のもとに実施すること。
- イ 受注者は、次回の受託業者が車両、設備を準備するに当たり、その連絡調整を求めてきた場合は、その受託業者の車両、設備の迅速かつ円滑な準備について、全面的に協力すること。
- ウ 受注者は、アを実施するに当たり、その車両等で事故など受注者の故意又は過失で損害等を与えた場合は、誠意を持って対応するとともに、施設及び設備等を破壊、破損させた場合は、受注者の費用で修繕すること。
- エ パトロールの範囲及び経路については、あらかじめ実施計画書を提出し、発注者の承諾を受けること。
- オ パトロールを実施する車両については、車両側面両側に当該業務車両と分かるマグネット等を貼ること。
- カ ドライブレコーダーや衛星利用測位システム（GPS）機器の車両搭載や、パトロール従事者へ配給するスマートフォンのタイムライン記録機能活用等により、パトロール（車両の走行記録等）を記録し、そのサンプル検査を随時実施すること。
- キ 写真撮影は、パトロール従事者へ配給するカメラやカメラ機能付きスマートフォン等に限定し、パトロール従事者個人が所有するカメラ等による撮影は禁止する措置をとること。
- ク 本業務で記録・撮影した動画や写真等は、いずれの媒体であっても善良なる管理者の注意をもって取り扱うこと。

(2) 異常事態発生時における対応

業務対象において、異常事態が発生した時は、異常事態を確認するとともに事態の拡大防止にあたること。

(3) 関係先への通報及び連絡

異常事態が発生した時は、(2)を適切に行うとともに、発注者に連絡し、必要に応じて警察や消防署等関係先へ通報すること。また、必要があるものと認めた場合は、発注者が指定した緊急連絡先へ連絡すること。

(4) 業務実施事項の報告

ア 受注者は、業務実施状況を日ごとに作成し、月ごとにまとめ、翌月の10日までに書面にて発注者に報告する。ただし、3月分については3月31日に報告すること。

イ 業務対象において、異常事態が発生した際の状況や処理の経過及び結果については、その都度速やかに電話若しくは口頭で発注者に報告するとともに、後日書面でも報告すること。

(5) 業務基準時間及び人員

パトロールは、業務基準時間（24時間）の中で、昼夜問わず合理的かつ不審者に想定されない以下に記載する間隔で行い、1回のパトロールは2名以上で対応すること。

365日分	勤務シフトA	5時～14時（休憩時間60分含む）	110日
	勤務シフトB	17時～ 2時（休憩時間60分含む）	109日
	勤務シフトC	10時～19時（休憩時間60分含む）	110日
	勤務シフトD	20時～ 5時（休憩時間60分含む）	36日

(6) 業務実施時間

上記(5)の業務基準時間に関わらず、発注者からの要請があった場合は、速やかに対応すること。

(7) 管理責任者及び業務従事者

受注者は、不測の事態に備えるため、管理責任者と業務従事者と緊密に連絡を取り合い、業務従事者に不測の事態が発生した場合は、速やかにその事態に対応できる体制を確保する。

(8) 放射能の汚染拡大の防止

パトロール区域は、高線量地区であることから、特定線量下業務において適用される関係法令等を遵守するとともに、あらかじめ受注者において、その対策を講じることとする。また、個人積算線量計の装着及びスクリーニングは必須項目とし、報告書にも記載すること。

(9) 一時立入の申請

受注者は、定められた手順に従い、一時立入の申請を行うこと。

2 施設、設備等の種類及び設置について

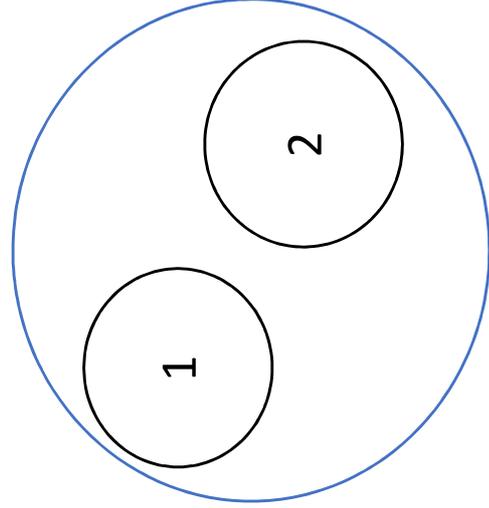
当該業務に使用する設備等は、すべて受注者で準備し、業務を行うものとする。

なお、費用についてもすべて受注者負担である。業務に使用する待機施設、駐車スペースについては、村側より賃貸することも可とする。但し、施設を利用する公共料金等の維持管理に関わる経費については、受注者の負担とする。

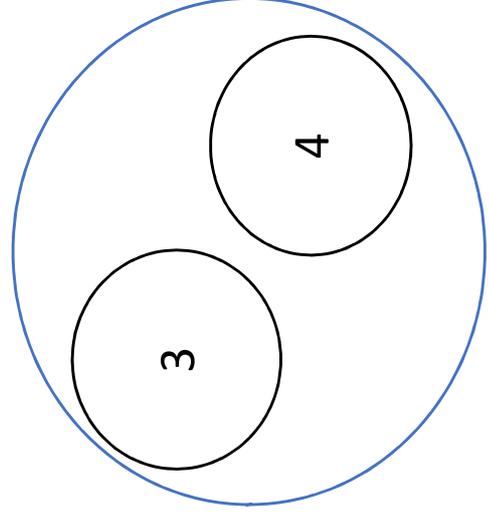
帰還困難区域等パトロール事業の体制

・警備員

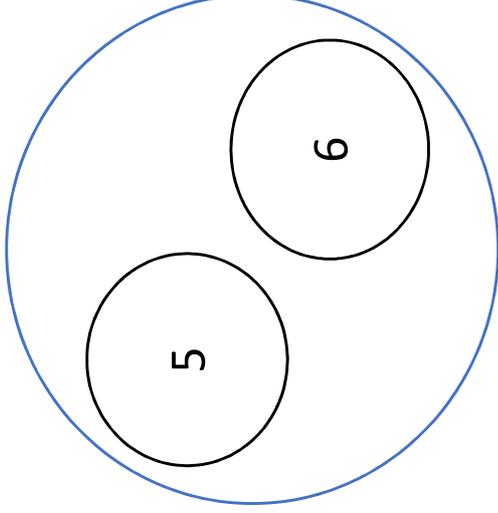
Aシフト(5時～14時)



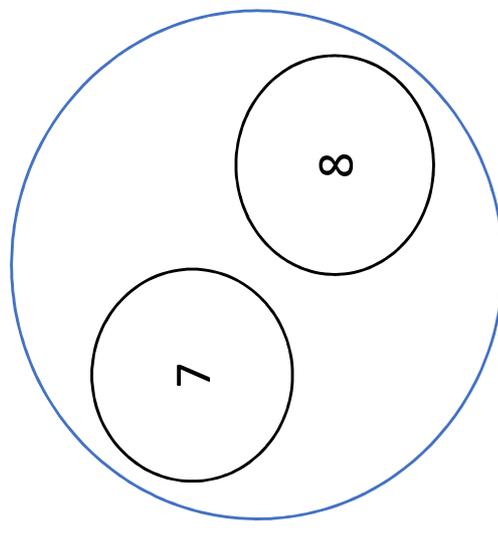
Bシフト(17時～翌2時)



Cシフト(10時～19時)

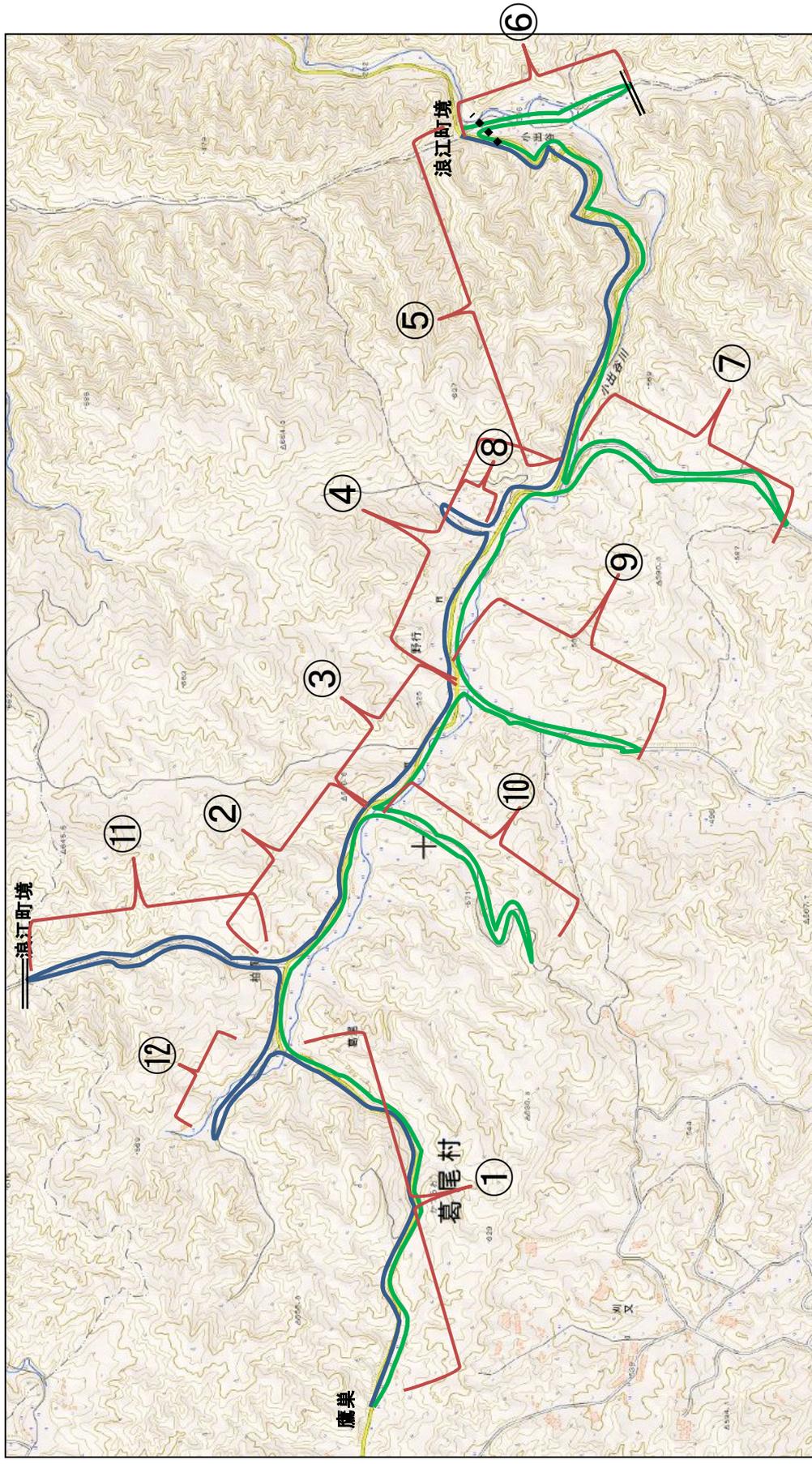


Dシフト(20時～翌5時)



- 委託業者は、警備業法に基づく教育受講した警備員を選任し、配置
- 委託業者は、毎日シフトを変更
- 警備員2名が1台に乗り込み事前に示されたルートをパトロール
- 8時間勤務の中で8回パトロールを実施。(1回巡回あたり、所要50分から1時間、走行距離20～25km)
- **不審者・不審物やバリケード鍵の異常を確認**

パトロールコース



..... 鍵付きバリケード

== 村境

巡回方法: 村境と鷹巣の間、青色と緑色を時間内で繰り返す。
鍵付バリケードはその都度、鍵の開け閉めを行う。

單位: km

	距離	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	7回目	8回目	合計
県道50号(1)	2.14	2.14	2.14	2.14	2.14	2.14	2.14	2.14	2.14	2.14
県道50号(2)	0.85	0.85	0.85	0.85	0.85	0.85	0.85	0.85	0.85	0.85
県道50号(3)	0.71	0.71	0.71	0.71	0.71	0.71	0.71	0.71	0.71	0.71
県道50号(4)	1.14	1.14	1.14	1.14	1.14	1.14	1.14	1.14	1.14	1.14
県道50号(5)	2.62	2.62	2.62	2.62	2.62	2.62	2.62	2.62	2.62	2.62
村道滝ノ倉線	0.61	0.61		0.61		0.61		0.61		
村道落合下野行線	1.08		1.08		1.08		1.08	1.08	1.08	1.08
個人宅進入路(徒歩)	0.25									
村道野行・岩角線	0.83	0.83		0.83		0.83		0.83		
林道野行・大笹線	1.59		1.59		1.59		1.59		1.59	
村道柏原・阿掛線	1.26	1.26		1.26		1.26		1.26		
個人宅進入路	0.69		0.69		0.69		0.69		0.69	
片道	13.77	10.16	10.82	10.16	10.82	10.16	10.82	11.24	10.82	85
往復	27.54	20.32	21.64	20.32	21.64	20.32	21.64	22.48	21.64	170



① 県道50号 (1)

【2.14km】

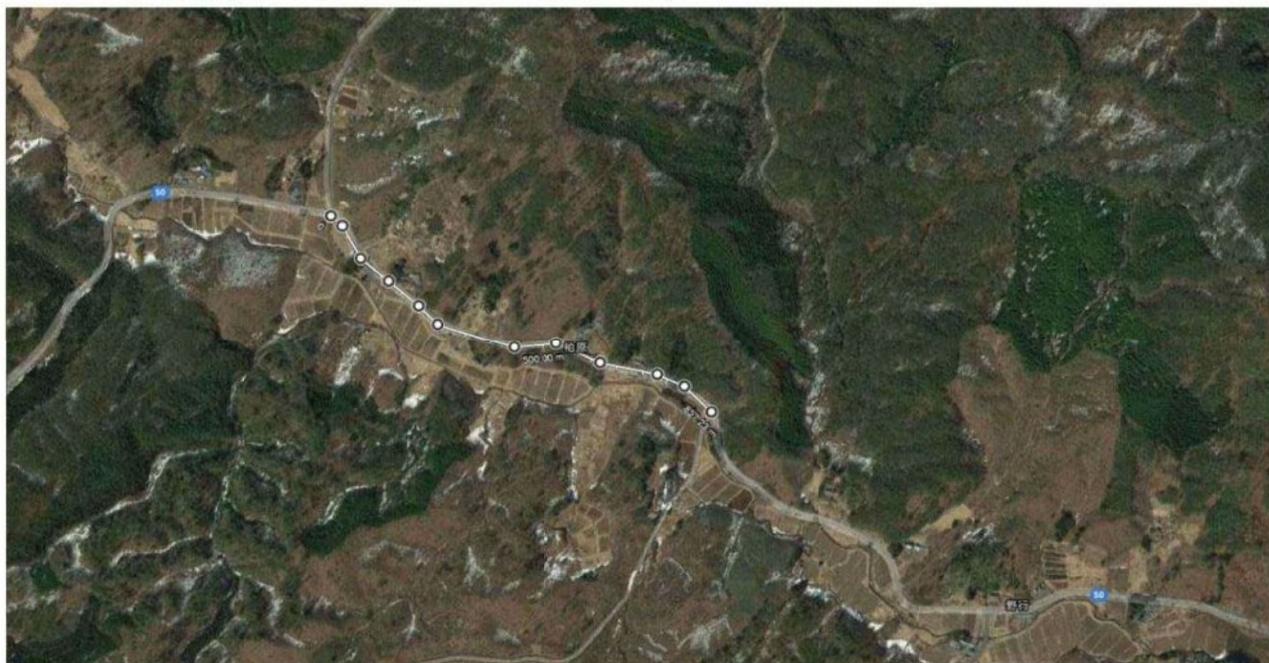


<https://www.google.co.jp/maps/@37.5216089,140.7948406,1565m/data=!3m1!1e3?hl=ja>



② 県道50号 (2)

【0.85km】



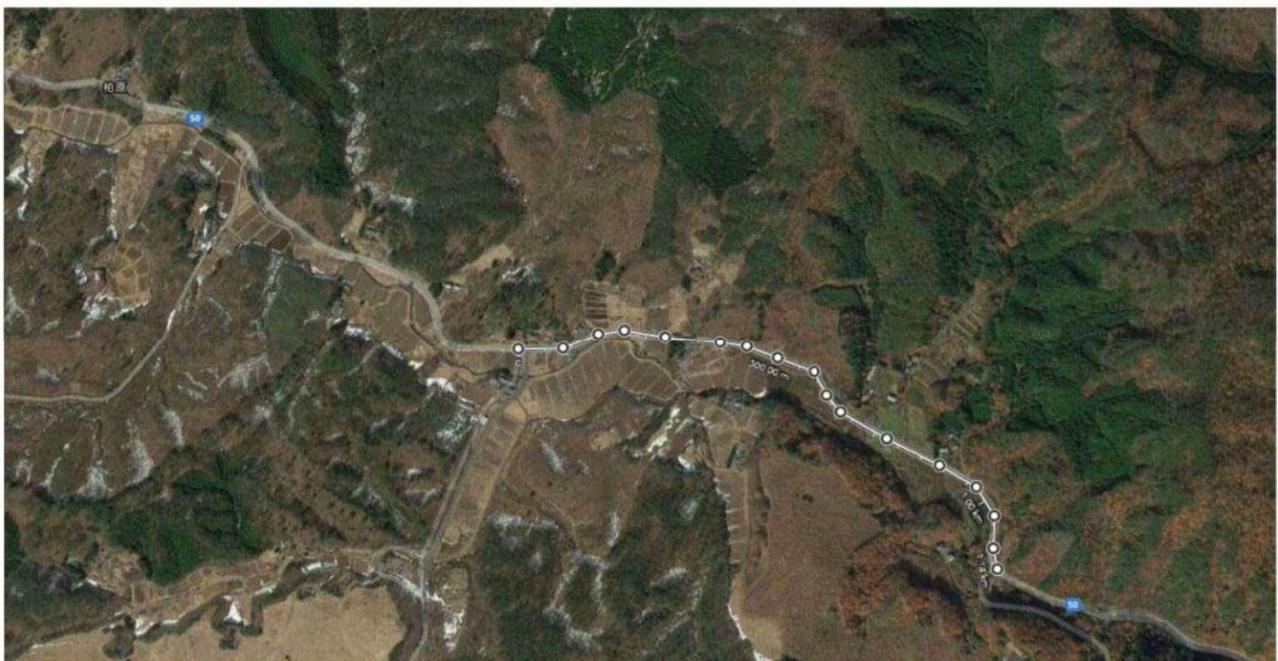
<https://www.google.co.jp/maps/@37.5238213,140.8132299,1565m/data=!3m1!1e3?hl=ja>

Google ③県道50号 (3) 【0.71km】



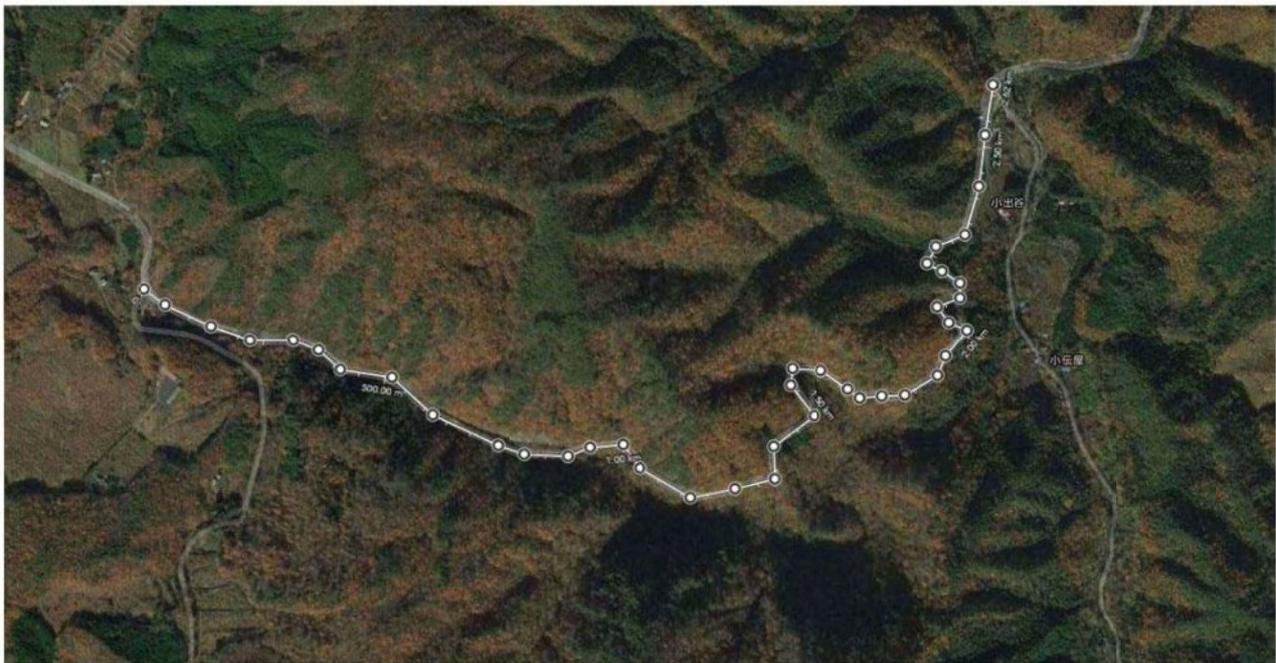
<https://www.google.co.jp/maps/@37.5194645,140.8229931,1565m/data=!3m1!1e3?hl=ja>

Google ④県道50号 (4) 【1.14km】



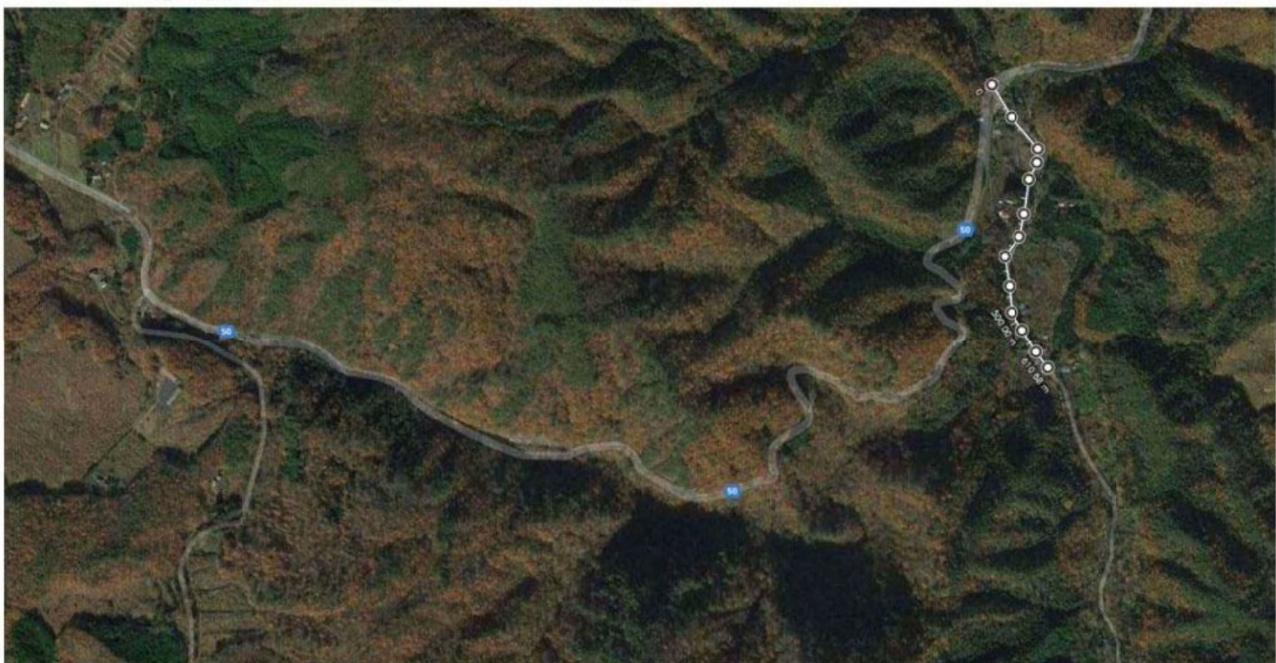
<https://www.google.co.jp/maps/@37.5193114,140.8231218,1565m/data=!3m1!1e3?hl=ja>

Google ⑤ 県道50号 (5) 【2.62km】



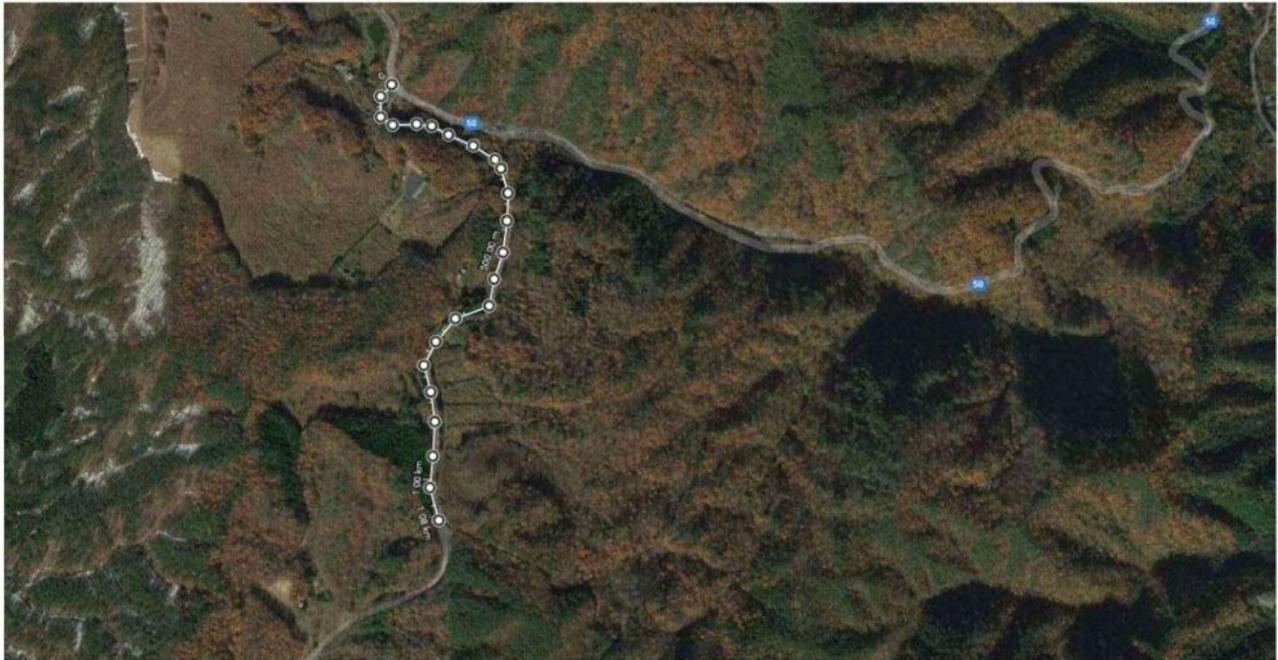
<https://www.google.co.jp/maps/@37.5145799,140.8414038,1565m/data=!3m1!1e3?hl=ja>

Google ⑥ 村道滝ノ倉線 【0.61km】



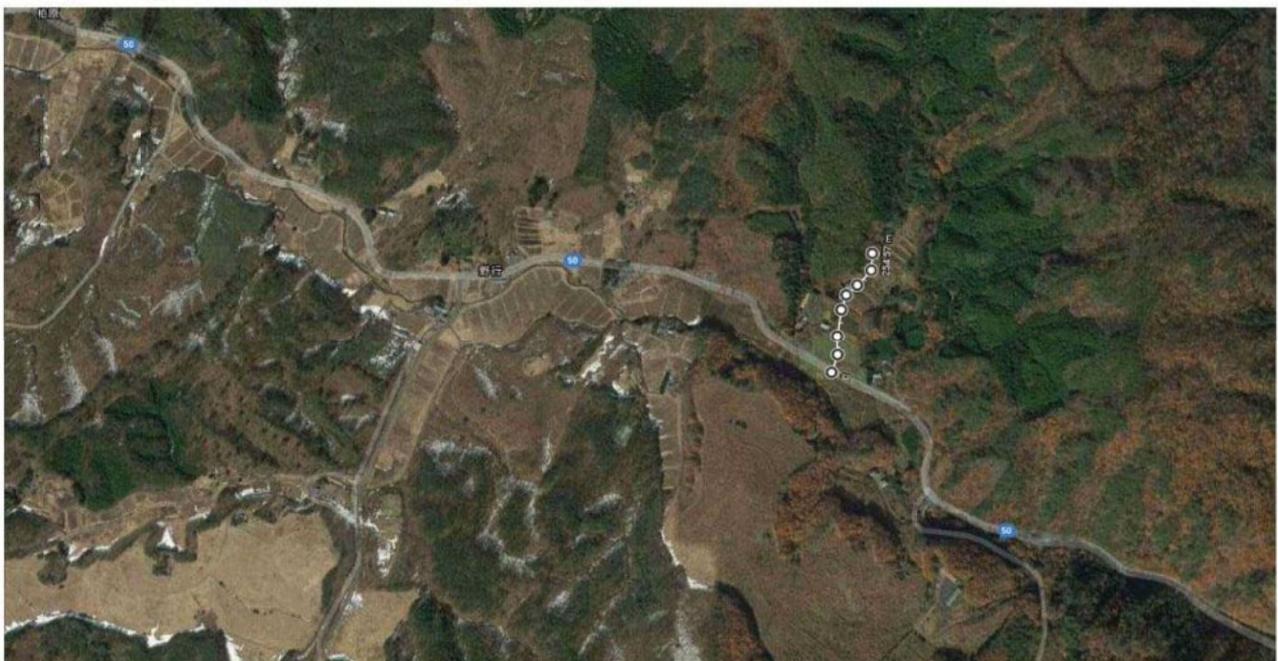
<https://www.google.co.jp/maps/@37.5145799,140.8414038,1565m/data=!3m1!1e3?hl=ja>

Google ⑦村道落合下野行線 【1.08km】



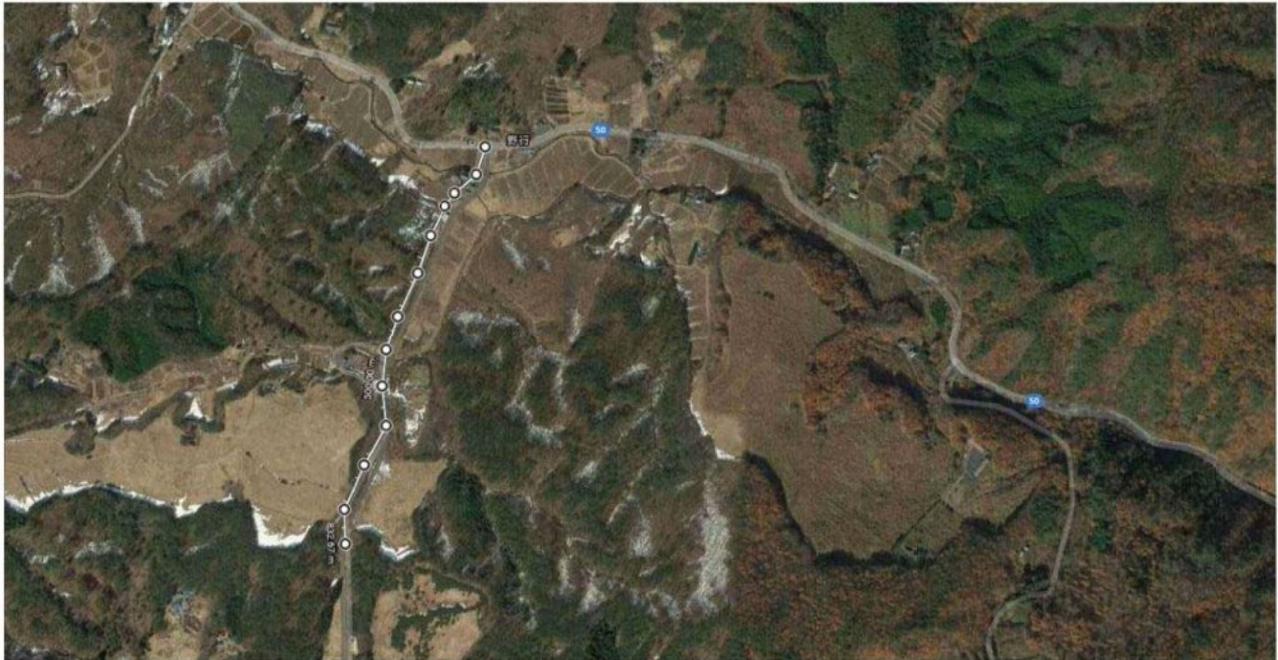
<https://www.google.co.jp/maps/@37.5110737,140.8361037,1565m/data=!3m1!1e3?hl=ja>

Google ⑧個人進入路 【0.25km】



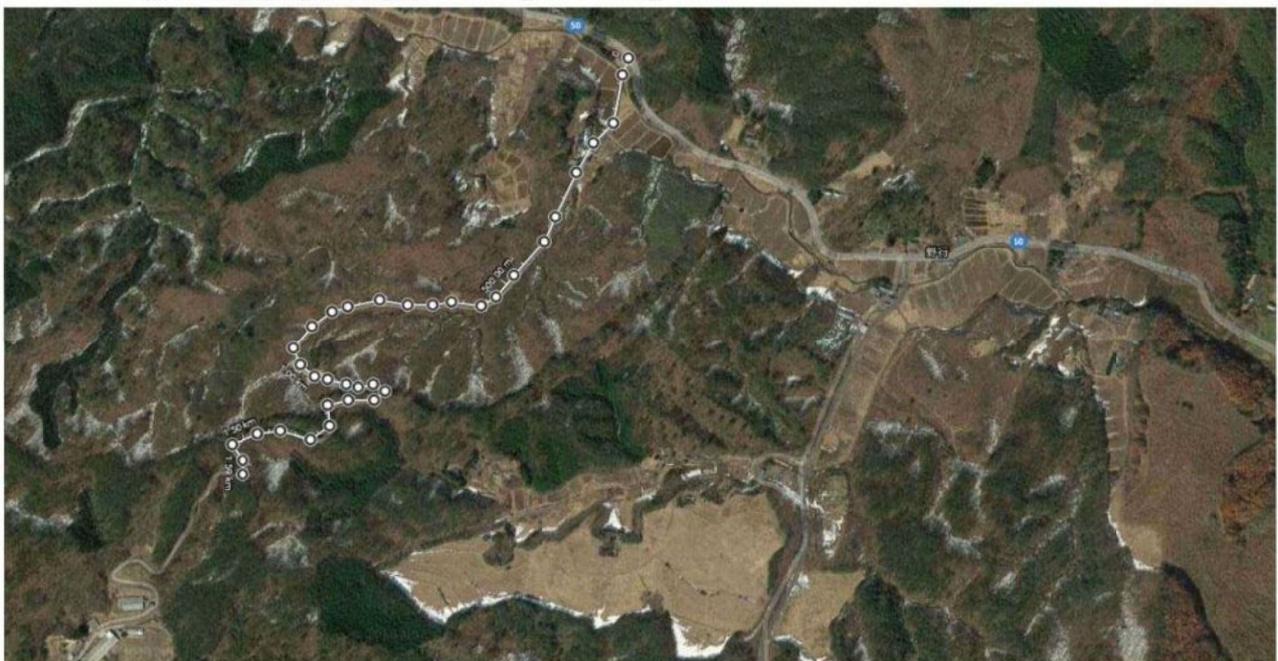
<https://www.google.co.jp/maps/@37.5180349,140.8245595,1565m/data=!3m1!1e3?hl=ja>

Google ⑨村道野行岩角線 【0.83km】



<https://www.google.co.jp/maps/@37.5158734,140.8239587,1565m/data=!3m1!1e3?hl=ja>

Google ⑩林道野行大笹線 【1.59km】



<https://www.google.co.jp/maps/@37.5177115,140.814925,1565m/data=!3m1!1e3?hl=ja>

Google ⑪村道柏原阿掛線 【1.26km】



県道50号 (至 落合) 県道50号 (至 浪江町)

<https://www.google.co.jp/maps/@37.5321256,140.8014281,1565m/data=!3m1!1e3?hl=ja>

Google ⑫個人進入路 【0.69km】



県道50号 (至 落合) 県道50号 (至 浪江町)

<https://www.google.co.jp/maps/@37.5287194,140.7983815,391m/data=!3m1!1e3?hl=ja>